

# 公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会定款

昭和 42 年 5 月 9 日施 行  
昭和 45 年 6 月 1 日一部変更  
昭和 48 年 6 月 1 日一部変更  
昭和 50 年 8 月 1 日一部変更  
昭和 51 年 6 月 8 日一部変更  
昭和 52 年 5 月 17 日一部改正  
昭和 53 年 5 月 19 日一部改正  
昭和 55 年 6 月 3 日一部改正  
昭和 61 年 5 月 23 日一部変更  
昭和 63 年 5 月 24 日一部変更  
平成 15 年 5 月 22 日一部改正  
平成 16 年 5 月 20 日一部改正  
平成 23 年 5 月 20 日改正  
平成 25 年 5 月 23 日一部改正  
平成 27 年 5 月 21 日一部改正

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 当法人は、公益社団法人千葉県労働基準協会連合会と称する。

### (事 務 所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を千葉市中央区千葉港 4 番 3 号におく。

### (目 的)

第 3 条 当法人は、労働基準法及び関係法規の普及、一般労働条件の確保・改善、労働災害の防止、健康保持増進等を図るため、必要な事業を行うことにより労働者福祉の増進と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法・労働安全衛生法及び関係法令、一般労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持増進等の普及啓発支援に関するこ
- (2) 労働安全衛生法及び関係法令等に定める資格付与に関するこ
- (3) 労働災害防止及び健康の保持増進を推進する講習会、セミナー、シンポジウム、研修会等に関するこ
- (4) 国からの委託事業の推進に関するこ

- (5)会報、資料等の配布及びキャンペーンによる広報活動に関すること
- (6)会員間の連絡及び調整に関すること
- (7)関係官庁との連絡調整及び関係諸団体との連携に関すること
- (8)その他当法人の目的達成に必要と認めた事項

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 社員

(種 別)

第6条 当法人の社員（以下、「会員」と言う。）は次のとおりとする。

1 正会員

千葉労働局管内の各地区労働基準協会とする。

2 賛助会員

当法人の目的に賛同して入会した法人、個人又は団体とする。

3 名誉会員

当法人に功労があった者又は学識経験者で、社員総会（以下、単に「総会」と言う。）において推薦されたものとする。

## 第3章 入会及び退会

(入 会)

第7条 当法人の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、第6条第1号、第3号に規定する会員はこの限りではない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号の1に該当するときは資格を喪失する。

- (1)死亡又は解散したとき
- (2)会費を2年以上滞納したとき
- (3)総会員が同意したとき

(除 名)

第9条 会員が、次の各号の1に該当する場合は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款、その他の規則に違反したとき
- (2)この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第4章 会費

## (会費)

第10条 会員は、理事会が別に定める規程により会費を納入しなければならない。

ただし、名誉会員はこの限りではない。

### (拠出金品の不返還)

第11条 退会会員及び除名会員の既納会費、その他の拠出金は返還しないものとする。

## 第5章 役員

### (役員の種別及び定数)

第12条 当法人に次の役員をおく。

(1)理事 10名以上20名以内

(2)監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名以上3名以内を副会長とし、会長及び副会長のうち第1順位の者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」と略す。)上の代表理事とする。

3 理事のうち1名を専務理事とし、法人法上の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

第13条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。また、副会長の順位は、理事会の決議によって定める。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### (役員の職務及び権限)

第14条 理事は理事会を構成し、当法人の業務執行の決定に参画する。

2 会長は、当法人を代表し、当法人の業務執行を統括する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。なお、第1順位の副会長は、当法人を代表する。

4 専務理事は、会長を補佐し、会長の命を受けて会務を処理し、会長及び副会長とともに事故あるときはその職務を代行する。

5 会長、第1順位の副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

7 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを理事会に報告する。

このことに関し報告を行うため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求できる。

- 9 監事は、理事会及び総会に出席し、必要と認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 理事及び監事の再任は妨げない。
- 4 補充として就任した理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、辞任又は任期終了後においても、新たに選任された者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 16 条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第 17 条 理事及び監事は無報酬とする。

ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(責任免除)

第 18 条 当法人は、理事及び監事の、法人法第 111 条第 1 項による賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び参与の委嘱)

第 19 条 会長は、理事会の承認をえて顧問及び参与を委嘱することができる。

- 2 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 3 顧問及び参与の任期等については別に規程により定める。

## 第 6 章 会議

(会議の種類)

第 20 条 当法人の会議は、総会及び理事会とする。

(会議の構成)

第 21 条 総会は全ての会員をもって構成する。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(総会)

第 22 条 総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は必要に応じて開催する。

(総会の招集)

第23条 総会は理事会の決議により会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集をするときは、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は会長とする。

(総会の権限)

第25条 総会は、この定款及び法令に別段定めのある事項のほか、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 役員の報酬額の決定及び「役員報酬規程」の制定・改廃
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の報告
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
  - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (7) 解散、公益目的取得財産残額の処分又は残余財産の処分
  - (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第22条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(総会の決議)

第26条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 総会の決議は、総会員数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を議決する場合には、候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第 12 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使等)

第 27 条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によつて議決権を行使することができる。

この場合において、前条の適用については、その会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録作成者である議長が記名押印又は署名するものとする。

(理事会)

第 29 条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とする。

2 定期理事会は年 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもつて会長に招集の請求があつたとき

(3) 前号の請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第 14 条第 1 項 8 号の規定により、監事から会長に招集の請求があつたとき

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順位により、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、必要な事項を記載した書面をもつて、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事会招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は会長とする。

#### (理事会の権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4)定款の執行に必要な規程の制定、改廃に関すること
- (5)その他当法人の運営に関し会長が必要と認めたこと

#### (理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数でもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事がその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する理事会の決議があったものと見なす。

#### (議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した代表理事及び監事がこの議事録に記名押印又は署名するものとする。

### 第 7 章 専門委員会、協議会等

#### (専門委員会等)

第 35 条 当法人の事業を推進するため必要あるときは、理事会はその議決により、専門委員会、協議会等を設置することができる。

- 2 専門委員会、協議会の委員、幹事は会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 専門委員会、協議会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

### 第 8 章 財産及び会計

#### (財産の管理運用)

第 36 条 当法人の財産の管理運用は専務理事が行うものとし、会計処理の方法は、理事会の決議により定める「会計処理規程」による。

#### (事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置

き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間（貸借対照表及び損益計算書については 10 年間）備えおき、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備えおき、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 39 条 当法人に事務局をおく。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決をへて、会長が別に定める。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 当定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、単に「認定法」と言う。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、千葉県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく千葉県知事に届けなければならない。

(解散)

第 41 条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 42 条 当法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 カ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第 44 条 当法人の公示公告は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する方法によって行う。

## 第 11 章 雜則

(委任)

第 45 条 当定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附則

- 1 当定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、単に「整備法」と言う、）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の最初の代表理事は（会長）平川 宏とする。
- 3 法人法及び整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本改正規程は、平成 25 年 5 月 23 日より施行する。
- 5 この改正（第 27 条の修正）は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。